四日市市告示第 144 号

四日市市都市計画まちづくり条例(平成19年12月21日四日市市条例第52号) 第5条の規定により都市計画変更の原案を作成したので、同条例第6条第3項の 規定により公聴会の開催を告示する。

平成28年 3月31日

四日市市長 田中俊行

1 都市計画の原案の名称・種類・位置及び区域

名 称:四日市都市計画緑地 種 類:3号中央緑地の変更

位置及び区域:都市計画の図書において表示する。

2 都市計画の原案の閲覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部都市計画課

閲覧期間:平成28年4月4日(月)~平成28年4月18日(月)

8:30~17:15 (※土・日曜日を除く)

3 公聴会の開催の日時及び場所

日時:平成28年4月21日(木)19時から

場所:総合会館7階第3研修室

4 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先

公聴会に出席して意見を述べようとする者(公述申出人)は、同条例施行規則第3条に規定する公述申出書(第1号様式)を市に提出するものとする。

公述申出書の提出期限:上記の閲覧期間内とする。

提 出 先:〒510-8601 四日市市役所都市計画課へ

5 その他公聴会の開催に関し必要な事項

公述申出人がいないときは、公聴会に代えて説明会を開催する。

(都市整備部都市計画課)